

適正な施工体制の確保に向けた 取り組みについて

国土交通省大臣官房技術調査課工事監視官 もとなが ひで
元永 秀

1. はじめに

本年3月扇大臣が閣議後記者会見において、次のような主旨のお話をしております。「公共工事は国民の税金で賄われており、工事費を集中投資するとともに、スピードアップしてコスト削減に努めようと、私たちは必死になって努力している最中です。この度、徳島県知事が金品を受け取ったという疑いで逮捕されました。一昨年7月、私が初めて建設大臣になった時も差こそあれ金品の授受の問題があり、そのことを思い出しました。どうして、こういうことがなくなるのか、まさに国民、県民の信頼を裏切る行為が続くのか、残念でなりませんし、そういうことを発生させないために私は一昨年、12月ぎりぎりに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」）」を日本で初めて法律として誕生させていただきました。これを昨年の4月から施行し、少しでも今後、こういうことが二度と起こらない抑止力として法律が適正に各都道府県、各市町村にまで徹底されるということを、私は図りたい、また厳正に処していきたいと、そう思っております。これは、少なくとも国土交通省が中心になって、改めて「適正化法」を遵守し、省を挙げて公共工事に対する厳正な態度を取っていかねばならない。」

このように、今後の公共工事を適正に執行するためには、発注者ならびに受注者が「適正化法」を遵守することを徹底しなければなりません。「適正化法」が施行されて1年が経過しました。本稿では、適正な施工体制の確保の取り組みについて振り返ることとします。

2. 適正化法の成立

「適正化法」の目的は、ご承知のとおり、国、特殊法人等および地方公共団体の発注者全体を通じて、適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と、建設業の健全な発展を図ることにあります。そのため、入札・契約の適正化を図るための基本事項として、①入札・契約の過程、内容の透明性の確保、②入札・契約参加者の公正な競争の促進、③不正行為の排除の徹底、④公共工事の適正な施工の確保、を掲げています。

これらを受けて、すべての発注者に、次のような事項、すなわち①毎年度の発注見通しの公表、②入札・契約に係る情報の公表、③不正行為等に対する措置、④施工体制の適正化、を義務付けることとしています。

さらに、各発注者が取り組むべきガイドラインとして「適正化指針」を閣議決定し、入札・契約の適正化を推進するとともにフォローアップを図ることとしています。その「適正化指針」の主な

内容とは、①第三者機関によるチェック、②苦情処理の方策、③入札・契約の方法の改善、④工事の施工状況の評価、⑤その他入札・契約を適正化するために必要な措置に関すること（不良不適格業者の排除、ダンピングへの対応、入札・IT化の推進等）です。

3. 公共工事の適正な施工の確保

「適正化法」では、公共工事において、一括下請負（丸投げ）を全面的に禁止するとともに、受注者は、発注者に対して、施工体制台帳の写しを提出する義務を負い、他方、発注者は施工体制の状況を点検しなければならないとされています。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に実施されるようにするためには、工事の施工段階で契約の履行を確実にするための監督および検査を正確に行うことが重要であることは言うまでもありません。特に監督業務については、監理技術者の専任制等の把握を徹底するほか、現場の施工体制が不適切な場合には、統一的な対応を行い、未然に問題の発生を防止し、併せて適正な施工体制を確保することが求められています。特に、一括下請負は、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

このため、「工事現場における施工体制の点検要領」を改正するとともに、「一括下請負に関する点検要領」の追加を行いました。点検要領では、入札・契約手続きの段階で監理技術者の専任について確認を行うことを明確に規定するとともに、現場での施工体制を把握する意味から次のような具体的でかつ有効な点検事項を明らかにしています。すなわち、①監理技術者資格者証、②監理技術者の同一性、③監理技術者の常駐状況、④施工体制台帳、⑤施工体系図、⑥施工体制、⑦建設業許可標識等の点検、を実施することです。

これらは、元請けの監理技術者や現場代理人、下請けの主任技術者等から、直接ヒアリングにより、実際の現場の状況を確認するなど、元請けの実質的関与を具体的にチェックするといった内容です。点検の結果、建設業法や適正化法等に違反する疑いのある事実を把握したときは、建設業許可行政庁に通知するとともに、工事成績に反映することとしています。

4. 工事成績評定要領の改正

これまで、請負業者の適正な選定や指導育成に資することを目的として、直轄工事を対象に工事成績の評定を実施してきています。その工事成績評定要領を、「適正化法」や発注者責任研究懇談会における意見も踏まえて、この程改正いたしました。

主な改正内容は、①従来の工事成績を、「工事成績」「工事の技術的難易度」「VE提案等」に分離して評定することとし、おのおの実施要領を定めました。②新しい「工事成績」は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するもので、優れた技術力、創意工夫を、より加点点評価する一方、不良行為等に対する減点を大きくするよう評定要領を改正しました。③「工事の技術的難易度」は、構造物特性、技術特性等の工事内容の難しさを評価するもので、評価実施要領を新たに定めました。④「VE提案等」は、企業からのVE提案および同提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等を評価するもので、評定実施要領を新たに定めました。⑤請負者に対する工事成績に関する通知、ならびに通知に対する説明が求められた時の回答の要領を改正しました。⑥地方整備局に、工事成績評定審査委員会（有識者構成）を新たに設置し、評定に対する説明に対しての再説明、工事成績評定要領の運用全般についての審議を戴くことにしました。

5. 「適正化法」施行後の取り組み

上述してきたように、公共工事の適正な施工の確保のため、施工体制の適正化、工事の施工状況の評価等について、「適正化法」施行等に伴い対応してきました。当然のことながら、「適正化法」が効果を発揮するためには、市町村等を含む全発注者ならびに受注者の理解浸透の徹底が不可欠となります。

そのため、これまでも各種説明会、関係会議等で周知・徹底を図るとともに、各種建設業団体との意見交換会で、例えば議題に掲げられた問題について情報交換などを通して対応してきましたが、さらなる理解を深めるため、平成13年9月に各地方整備局等に「施工体制の適正化」に関する相談窓口を設置し、建設業法関係法令、請負契約内容を遵守し、工事現場における適正な施工体制の確保等を図る上での各種疑問に対して、関係部局が一体となって対応することとしました。

また、施工体制の条件を明示して発注することによって、より適正な施工を確保することを目的とした「施工体制の条件付発注」を試行することとしました。このことにより、施工能力を有する企業のみが入札に参加することとなります。試行結果は、「一括下請負に関する点検要領」等に反映することとしています。

さらに、公共事業を取り巻く経済・社会環境が変化するなか、今後とも良質な社会資本を適正な価格で整備することが求められており、発注者、受注者で望ましい施工体制の将来像を共有し、その実現に向けておののおのが努力することが重要で

あるため、その一環としてアスファルト舗装工事施工体制研究会を平成14年2月に設置し、提言をいただいたところです。（同研究会の提言内容は本号31頁を参照ください。）

また、平成14年度からは本省大臣官房技術調査課ならびに各地方整備局に工事監視官を設置するとともに工事事務所等に工事施工管理官を設置しました。

工事監視官は、発注した工事における施工体制の点検、点検方法および点検内容の指導、点検結果等に基づく一括下請負等の防止策の企画立案、工事成績評定に関する指導、地方公共団体等への発注者との協力、連携等について取り組むこととしています。

6. おわりに

今後の建設投資については、これまでの規模を確保することは困難であり、減少傾向にあるといえます。したがって市場規模の減少等の建設業を取り巻く環境の変化により、受注競争が激化し、不良・不適格業者によるいわゆるダンピング受注が顕在化が懸念されています。このようななか、公共工事の品質を確保するとともに、技術と経営力に優れた企業が伸びる環境を整備するためには、市町村等を含む発注者すべてについて、「適正化法」のさらなる徹底が不可欠です。さらに、施工能力を見極めた発注方式、適正な施工体制の確保が重要です。そのためには、市町村等を含む発注者すべてが連携して、発注者としての責任を果たすことが求められています。